

「教育委員会会議の公開度に関する調査」報告書

2025 年 4 月 24 日

かながわ市民オンブズマン

代表幹事 大川隆司 保坂令子 佐藤満喜子
綾部祥一郎 中村晋輔

住所 231-0021 横浜市中区日本大通 17 J P R 横浜日
本大通ビル 8 階 横浜合同法律事務所内

E-mail; kana-ombuds@nifty.com

電話連絡先 090-9293-8446 (佐藤)

調査対象 47 都道府県・20 政令市・30 神奈川県内（神奈川県及び県内 3 政令市を除く）の教育委員会 合計 97 各教育委員会の教育委員会会議担当課に質問用紙を郵送

調査期間 2023 年 4 月～2025 年 11 月末の期間の範囲

回答方法 郵送またはメール・FAX

回答率 100%

質問と回答集計および見解

＜回答集計の表記方法＞

県----47 都道府県教育委員会

政----20 政令市教育委員会

神----30 神奈川県内全市町村教育委員会（神奈川県教育委員会は都道府県に、横浜市・川崎市・相模原市の教育委員会は政令市で扱ったため除外）

※全国の回答合計→（都道府県 政令市 神奈川県内）の順で内訳

（±）は過去の調査からの増減

回答は該当する英文字、「・」に○を、（ ）内は自由記述をしてください。

質問 1 市民が教育委員会会議の開催予定を知る方法は？ ※電話での問い合わせは除く 複数回答可

A、市民への事前予告はしていない-----1/97(県 1/47 政 0/20 神 0/30)
(大分県)

B、ホームページに開催予告を掲載している-----94/97(県 46/47 政 20/20 神 28/30)
ホームページ予告はしていない-----3/97(県 1/47 政 0/20 神 2/30)
(予告していない大分県と庁舎掲示のみの箱根町・真鶴町)

C、教育委員会会議の席上で次回予告をしている---43/97(県 20 政 4 神 19)

D、その他の予告方法 ・庁舎に掲示-----31/97(県 9 政 4 神 18)
・広報紙に掲載-----15/97(県 2 政 3 神 10)

B、ホームページに開催予告の内訳

※ホームページ予告をしていない 3 教育委員会除く 94 教育委員会の内訳

＜会議開催予定日の掲載は（ ）日前位＞※ホームページ予告実施94教育委員会内訳

開催 1 年間分を予告-----6/94(県 0 政 1 神 5)

開催 60～90 日前----- 4/94(県 1 政 1 神 2)

開催 20～30 日前-----34/94(県 18 政 8 神 8)※前回終了後を含む

開催 6～19 日前-----36/94(県 18 政 7 神 11)

開催 1～5 日前-----12/94(県 7 政 3 神 2)

無記入----- 1/94(県 1 政 0 神 0)

＜審議案件の掲載は（ ）日前位＞※ホームページ予告実施94教育委員会内訳

開催 7～10 日前-----30/94(県 11 政 6 神 13)

開催 4～6 日前-----18/94(県 8 政 8 神 2)

開催 2～3 日前-----23/94(県 11 政 5 神 7)

開催 1 日前-----7/94(県 7 政 0 神 0)

無記入-----16/94(県 9 政 1 神 6)

【質問 1】への見解

質問 1-A の会議開催予告の有無は、2001 年に初めて当団体が調査を行った理由のひとつであった。当時は、市民が教育委員会会議の傍聴をしたくても、開催日時や当日の案件を事前に知るのは困難で、予告（開催告知）が開催日の直前であったり、庁舎告知板に貼り出されるだけだったため、電話で度々問い合わせをしなければならなかった。四半世紀を経て、ようやくほぼ全ての教育委員会がホームページによる事前予告を行うようになった。ホームページ掲載していないのは、3 教育委員会だったが、そのうち市民向けの予告そのものを広報していないのは大分県教育委員会（報道機関には前日連絡）のみであった。傍聴者の有無に係わらず、市民に向けた開催予告は行うべきである。

質問 1-B のホームページでの開催予告期間では、開催の 20～30 日前と 1～2 週間前に掲載が多く、60 日・90 日前や 1 年間の開催予定の掲載も、合わせて 10 教育委員会あった。ただし開催前日～5 日前の予告では、現実的には傍聴できない場合も多い。最短でも 1 週間前には掲載してほしい。またネット予告以外に、会議席上での次回開催日予告は半数近い 43 教育委員会が行っており、15 教育委員会が広報紙掲載を併用して広報していた。

今回は、予告した開催日に予定されている案件の予告についても質問した。案件の予告は、3～7 日前に掲載が多い。掲載していない教育委員会も少なくないが、遅くとも 3 日前にはおよそその案件は確定できるはずである。判明している範囲だけでも、予告してほしいものだ。

合わせて質問 1-C の会議席上での次回開催日予告は、半数近くが実施している。未実施の場合は、慣例とするよう求めたい。

今回調査で、教育委員会の公式 X（旧ツイッター）への開催予告掲載が初登場した。

質問 2 傍聴手続きは？

※複数回答可 該当する英文字と「・」に○を、（ ）には内容をご記入ください

A、傍聴申請書等の手続きは不要（当日会場に行けば良い）

B、傍聴申請書の記入が必要----記入する情報は ・氏名 ・住所 ・電話番号 ・年齢

・性別 ・職業 ・その他（ ）

C、傍聴申請の記入は----・1人一枚の申請票に記入して提出 ・用意された記帳簿に記入

A 傍聴手続き 不要-----19/97（県 8 政 5 神 6）

B 傍聴申請記入 必要----78/97（県 39 政 15 神 24）

〈収集個人情報の内訳〉 ※収集している 78 教育委員会中

氏名のみ-----3/78（県 0 政 0 神 3）

氏名・住所-----48/78（県 27 政 10 神 11）

氏名・住所または電話-----1/78（県 1 政 0 神 0）

氏名・住所・電話-----15/78（県 5 政 3 神 7）

氏名・住所・電話以外も収集--7/78（県 3 政 2 神 2）（会社名・所属先 5 年齢 2）

和歌山県・高知県・長崎県・仙台市・神戸市・座間市・山北町

無記入----4/78 東京都・静岡県・滋賀県・開成町

C、記入形式

・1人1枚の申請票----51/97（県 19 政 14 神 18）

・記帳簿-----28/97（県 20 政 2 神 6）

・記入不要-----18/97（県 8 政 4 神 6）

【質問2】への見解

質問 2 は、市民が傍聴するためには、当日の受付で氏名・住所等の「個人情報を記入する必要があるか」の有無と、必要な場合は「どんな個人情報の記入を求められるのか」、さらに「記入は1人1枚の個票か記帳簿か」を問うことが目的であった。

この質問のきっかけは、傍聴を体験・希望した市民・保護者から共通して、「住所記入で子どもの学区・学校も判ってしまうのは不安」「相反する立場の市民も参加するのに、記帳簿への記入では、自分も他の傍聴者も、個人情報が丸見えになる」「なぜ電話番号や職業まで記入する必要があるのか？」等の声が出ていたからであった。

傍聴に際して、個人情報を記入する手続きは「不要」としているのは、19 教育委員会であった。

いっぽう個人情報を記入する手続き（申請）が必要な場合、当方の「傍聴申請」という用語の説明が不十分だったため、「開催日以前に傍聴希望の申請が必要か」という解釈で回答した例が見受けられ、解釈がわかれてしまったことをお詫びしたい。

今回の調査で、傍聴希望者に対して氏名・住所・電話番号以外の職業、年齢、所属団体まで記入を求めているのは、7 教育委員会であった。市民の傍聴に、こんな情報まで必要とは思えない。過去の当団体の神奈川県内教育委員会調査で、今回同様の質問を行い、個人情報収集の理由を問うたが、必要性は見出せず、せいぜい「忘れ物」や「緊急連絡」のため程度であった。行政の個人情報収集は必要最低限に留めるべきであり、直ちに不要な個人情報収集を止めるよう求める。（年齢、職業等も記入が必要な教育委員会には要望書を提出）

さらに深刻なのが、記帳簿への記入である。記帳簿記入は、傍聴者の個人情報が、後から記入する他の傍聴者や周囲の第三者に丸見えになるからである。過去にこの記入方法の調査を神奈川県内の全 34 教育委員会に行い、傍聴希望者の個人情報保護を求めたところ、記帳簿記入形式は6教育委員会に激減し、1人1枚の紙片提出に改善された。

記帳簿への記入を求めている 28 教育委員会は、直ちに記帳簿記入を止め、1人1枚の記入票提出方式に改めて、個人情報保護に務めるべきである。（記帳簿記入形式の教育委員会には要望書を提出）

質問3 傍聴者への配布物は？ ※「案件」には審議事項だけでなく報告事項も含まれます

※複数回答可 該当する英字、「・」に○をご記入ください

A、配布物は…・当日の案件一覧 ・議案 ・案件ごとの会議（説明）資料

B、配布物は…・傍聴者が持ち帰り可能 ・終了後回収 ・傍聴者が開始前にコピーする

C、傍聴者への配布物はない

A＜傍聴者への配布物＞

＜配布物の種類＞※母数は配布無し3教育委員会を除く94教育委員会

案件一覧・議案・資料のうち2つ以上を配布-----84/94(県 41 政 19 神 24)

議案または資料-----6/94(県 5 政 0 神 1)

案件一覧-----2/94(県 0 政 0 神 2)(厚木市・松田町)

無記入-----2/94(県 1 政 0 神 1)(高知県・中井町)

B＜配布物の持ち帰り＞

傍聴資料持帰り可-----72/94(県 43 政 18 神 11)※希望者の自費コピー含む

傍聴資料回収-----16/94(県 0 政 0 神 16)※開始前にコピー可能含む

タブレット貸し出し-----1/94(県 0 政 0 神 1)

無記入-----5/94(県 5 政 0 神 0)

C＜配布物の有無＞

・傍聴配布物無し-----3/97(県 0 政 1 神 2)名古屋市・大井町・開成町

・傍聴配布物有り-----94/97(県 47 政 19 神 28)

【質問3】への見解

会議では、委員・事務局ともに案件資料を見ながら発言・採決が行われる。このため、傍聴時に案件の内容に関する資料が手元に無い傍聴者は、審議の内容が正確に理解できない。また配布物が、案件名一覧だけの場合も、同様である。

誤解を防ぐためにも、傍聴者には、案件の内容がわかる議案書・資料の配付をすべきである。
配布していない3教育委員会及び案件一覧のみ配布の2教育委員会は、是非改善していただきたい。

また、傍聴後、配布物を回収してしまう教育委員会にも、できるだけ持ち帰れるよう改善を求めたい。

今回調査で、傍聴者へのタブレットを貸し出し(横須賀市)や事前にホームページに資料を掲載(長野県)することによって、ペーパーレスを実現している教育委員会が初登場した。今後はこのような方法も増えていくと思われる。

(傍聴者に資料を配布していない教育委員会及び案件一覧のみ配布の教育委員会には要望書を提出)

質問4 教育委員会会議審議・採決のオンライン配信による公開は？

A、実施した-----・2023年度()回 ・2024年度10月末日までに()回

B、実施していない

A実施した-----6/97(県 2 政 4 神 0)

オンライン配信	北海道	大阪府	横浜市	大阪市	神戸市	熊本市
2023年度	1 回	10 回	1 回	1 回	21 回	定例会 12 回 臨時会 4 回
2024 年 4 月～10 月まで	0 回	6 回	1 回	1 回	12 回	定例会 7 回 臨時会 6 回

B実施していない-----91/97(県 45 政 16 神 30)

【質問4】への見解

教育委員会会議の動画ネット配信の実施には費用や手数がかかるため、実施は少数に留まったが、6教育委員会が実施していた。また、今回の調査対象以外の教育委員会で実施している例もいくつか確認しており、今後は増加する可能性もある。

実施している教育委員会の公開度を評価したい。

質問5 審議の進行は？

A、公開案件を先に審議し、非公開案件は後に回して傍聴者が退室してから審議する

B、公開・非公開にかかわらず案件の順に審議する（その都度、傍聴者の入退室がある）

公開案件優先----- 90/97(県 46 政 19 神 25)

案件順----- 6/97(県 1 政 0 神 5)

(鳥取県・葉山町・大井町・真鶴町・箱根町・愛川町)

無記入-----1/97(熊本市)

【質問5】への見解

調査を始めた頃は、案件順に審議する教育委員会が多かったが、改善されたといえよう。非公開案件審議のたびに傍聴者や職員の出入りがあるのは、無駄な時間と手間がかかる。案件順に審議している 6 教育委員会は、会議開始冒頭で非公開案件の有無を諮り、公開案件を優先して審議し、終了後に傍聴者を退室させ、その後に非公開案件を審議することを慣例としてほしい。この方式なら、公開・非公開ごとの案件の区別、会議録や資料等の保存も容易になるはずである。

質問6 2023年4月～2024年10月の期間に、投票で採決した案件はありますか？

A、投票で採決した案件は無く、全て、傍聴者が各委員の賛否がその場で判る採決方法だった（「挙手」、あるいは「各委員ごとに口頭で賛否を表明」「議長による賛否確認」での決定だった）

B、記名投票で採決した案件がある(案件名)

C、無記名投票で採決した案件がある(案件名)

A 全て挙手採決だった-----84/97 (県 42/47 政 14/20 神 28/30)

B 記名投票採決実施-----3/97 (県 1/47 政 1/20 神 1/30) (青森県・神戸市・秦野市)

案件名: 青森県は教育長人事等の書面表決、他2市は教科書採択

C 無記名投票採決実施-----10/97 (県 4/47 政 5/20 神 1/30)

(栃木県・東京都・山口県・香川県・横浜市・静岡市・名古屋市・福岡市・熊本市・横須賀市)

案件名: 全て教科書採択

質問7 「質問6」で「C、無記名投票で採決した案件がある」の場合は、その案件名と挙手採決にできなかった実質的な理由をご記入ください。(ただし「規則にあるから」という理由は除きます)。 ※「・」印の審議の公開、非公開にも○を付けてください

<無記名投票採決実施の案件名> ---無記名投票実施の案件は10教委全てが教科書採択

※横須賀市は採択候補選出で実施、採択決定は挙手採決

<無記名投票採決実施の理由> ※全文は巻末資料に掲載

- ・静謐な環境を確保(東京都・香川県)
- ・公正性の確保(山口県)
- ・責任ある、冷静な判断ができる環境の維持(横浜市)
- ・教育委員の意見が一つに収れんせず(静岡市)
- ・外部からの不当な働きかけに影響されることなく適切な採択環境を確保(福岡市)
- ・委員の「無記名投票による採択」の意見を受け、他の委員に異議の有無を諮った結果(熊本市)
- ・理由に該当する記述なし(栃木県・静岡県)

<無記名投票採決時の審議の公開・非公開>

山口県・香川県は審議も非公開

【質問6・質問7】への見解

質問6 の無記名投票を実施したのは10教育委員会あり、前回調査から都道府県で4、政令市で1の計5教育委員会減少した。

無記名投票採決は、各委員の判断記録を残さない不明朗な採決方法であり、教育委員として無責任な行為である。しかも実施された案件は、いずれも教科書採択の採決であった。

教科書採択は、外部からの不当な圧力や過当な営業活動が起きる可能性があるため、文部科学省も毎年教育委員会あてに、教科書採択の公正確保を求める通知を出し、会議や資料の公開を行うことによって、市民への説明責任を果たすよう指導している案件である。

質問7 で記入された無記名投票実施の理由には、「静謐な審議環境の維持」等の抽象的な理由しかなく、その教育委員会独自の実情が書かれているわけでもない。挙手採決が実施できない具体的・合理的な必要性は、まったく見出せない。

いっぽう殆どの教育委員会が挙手採決をしており、無記名投票実施の理由に書かれたような働きかけを怖れたり、採決の環境に左右されたりしているとは思えない。教科書採択の決定に関しては、市民の不信を招くだけの無記名投票採決は行うべきではない。

教育委員会会議の採決で、記名投票を実施したのは3教育委員会だった。教科書採択で記名投票を行った時の教育委員の判断記録は残るが、開かれた採択を実現するために、挙手採決への改善を求めたい。

(無記名投票採決実施の10教育委員会には要望書提出)

質問 8 教育委員会会議録（確定後）はどのように公開していますか？ ※複数回答可

A、インターネット（ホームページ等）で公開している

掲載しているのは---・会議録のみ ・会議資料 ・審議結果の速報

B、情報センター等に配架し、いつでも閲覧可能である---・会議録のみ ・会議資料

C、閲覧には情報公開請求手続きが必要

D、その他（ ）

A、ネットで公開-----97/97（全教育委員会がネットに会議録または会議資料等を掲載）

＜内訳＞・会議録だけ掲載-----20/97(県 3 政 3 神 14)

・会議録＋資料や速報を掲載-----57/97(県 36 政 13 神 8)

・会議録ではなく資料・速報のみ掲載----17/97(県 8 政 4 神 5)

・ネット掲載の内訳は無回答----- 3/97(県 0 政 0 神 3)

B、ネット公開以外でも配架等により公開し自由に閲覧可能-----28/97（県 10 政 7 神 11）

C、閲覧には情報公開請求手続きが必要-----0/97

【質問 8】への見解

全ての教育委員会がネット（ホームページ等）を活用しており、教育委員会会議の会議録や資料を掲載するようになった。ただし、案件がどのように審議・決定されたかを市民が確認できるよう、会議録だけ（20 教育委員会）、資料等だけ（17 教育委員会）ではなく、会議録と会議資料の両方を掲載してほしいものだ。ただし会議録は確定・公表まで 1 ヶ月以上かかる場合が多い。教育委員会会議をガラス張りにするなら、会議終了後、速やかに会議資料や採決結果の速報をネット掲載し、会議録は確定後掲載するというのが理想であろう。速報をネット掲載しているという回答は 24 教育委員会あった。ネットを活用して教育委員会会議の公開度を高める動きは、ぜひ推進してほしい。

さらにネット掲載に加えて、自治体の情報センター等にも、紙媒体の会議録や資料を配架して、常時閲覧可能にしているのは、28 教育委員会あった。

いっぽう現在は、全庁的に紙資料の配架は行っていないとの回答もあり、今後は情報センター等での紙媒体での自由閲覧は減少するかもしれない。。

質問 9 非公開案件を審議した部分（秘密会）の会議録は、作成していますか？

A、公開案件と同様に、発言者・発言ごとに記載する様式で記録している

B、作成しているが記載する内容は要点、概要のみ

C、作成していない（記録は案件名のみ）

※以下の（ ）内の増減は、4 年前の前回調査との比較

A、公開案件と同様に、発言者・発言ごとに記載する様式で記録-----74/97(-2)

(県 37(+1) 政 16(+1) 神 21(-4))

B、作成しているが記載する内容は要点、概要のみ-----10/97(-2)

(県 6(±0) 政 3(+1) 神 1(-3))

(青森県・秋田県・山梨県・大阪府・兵庫県・大分県・横浜市・静岡市・堺市・箱根町)

C、作成していない（記録は案件名のみ）----- 13/97(+4)

(県 4(±0) 政 1(-2) 神 8(+6))

(栃木県・石川県・和歌山県・福岡県・岡山市・三浦市・平塚市・大和市・伊勢原市・寒川町・大磯町・松田町・清川村) ※下線は新たに不記載となった教育委員会

＜参考：不記載の教育委員会の前回回答との比較＞※下線は新たに不記載となった教育委員会

不記載継続-----栃木県・福岡県・岡山市

発言者ごと記載→不記載-----石川県・三浦市・大和市・寒川町・大磯町・松田町・清川村

要点記載→不記載-----和歌山県・平塚市・伊勢原市

【質問 9】 への見解

非公開(秘密会)審議・採決だった案件だからといって、その案件の会議録を作らなくてよいという訳ではない。そもそも審議・採決の会議公開・非公開、会議録等行政文書の情報公開・非公開にかかわらず、意思決定過程の後付けや検証ができるように記録を残すことは、行政の責務のはずだ。

会議実施時点では非公開審議が適切であったとしても、記録を残すことの重要性は変わらない。時間が経ればその内容や一部が公開可能になる場合もあり、非公開会議の記録が行政側の適正な判断や運営の証拠になる場合もあるからだ。教育行政の中で最も重要な会議である教育委員会会議でさえ記録を取らない・残さない状態は、事実を闇に葬る手段とも成り得る。市民に情報隠しへの疑念を生じさせるだけでなく、非公開案件に指定した判断そのものへの不信も招きかねない。

また上記同様に、非公開会議の案件だから、要点筆記でよいということにもならない。

今回の調査で、作成していない教育委員会が前回調査よりも 4 教育委員会増加して13教育委員会になってしまった。前回調査との合計数の差は僅かだが、作成していないと回答した教育委員会の顔ぶれが 10 教育委員会も入れ替わった。特に神奈川県内の 8 教育委員会が、前回調査時の記載・要点記載から不記載へ後退してしまったのはどうしたわけか？

前回調査後、記録不記載だった 9 教育委員会には、記録を残す重要性を記述し、記載を求める「要望書」を送付した。そのうち 6 教育委員会が、今回記載に転じたので、「要望書」の効果はあったと思われる。しかし送付しなかった、つまり 4 年前は非公開案件の会議録を作成していた教育委員会が、なぜ記載を止めてしまったのだろうか？ 記録を残すことの意味や重要性は、教育委員会内部では認識されていなかったのだろうか？ 想定外の結果であった。

(非公開案件の会議録不記載の教育委員会には要望書を提出)

質問 10 会議録作成のための録音(電磁データ)は、情報公開請求が可能ですか？(請求の対象として扱っていますか？)

A、請求できる(・原則公開している ・公開の可否は未定 ・事例がないので可否は不明)

B、請求できない(理由)

A、請求できる----- 73/97 (県 35/47(+2) 政 16/20(-1) 神 22/30(+6))

B、請求できない-----21/97 (県 11/47(-3) 政 3/20(±0) 神 7/30(-11))

(青森県・栃木県・埼玉県・千葉県・東京都・愛知県・滋賀県・高知県・佐賀県・宮崎県・鹿児島県/
名古屋市・堺市・福岡市/南足柄市・大磯町・中井町・大井町・山北町・真鶴町・清川村)

*他の方法 1/97-----県 0/47 政 1/20 神 0/30 (浜松市)

*無記入 2/97----- (福井県・開成町)

＜参考：請求不可で「録音データが無い」と回答した教育委員会の会議録作成方法＞

★～以下が、後日問い合わせた内容の要約

- *青森県---「録音データが無いため」★担当者によって方法は異なる。メモだけ、あるいは個人的に録音データ(会議録確定後消去)を使うこともある
- *東京都---「不存在」★業者委託し、作成されたものをテキストデータで受け取っている。この電磁データは請求可
- *佐賀県---「保存データが無いため」★メモ・個人的に録音する場合もあり
- *浜松市---「録音していない」★スピーカーで拾った音声を文字変換(テキスト形式)するソフトを使用、その文字データは行政文書と認識している
- *福岡市---「不存在のため」★メモで作成

【質問 10】 への見解

情報公開法の改正に伴って、自治体の情報公開条例が見直され、紙媒体だけでなく、電磁データ(録音も含む)も「行政文書(公文書)」として扱うという規定が設けられているはずである。教育委員会についても、情報公開請求すれば教育委員会会議等の録音が公開されるようになり、この数年、録音公開をめぐる判例や審査会答申もいくつかだされている。

しかし 2020 年の前回調査では、情報公開請求に対して公開する・しないの結果以前に、そもそも会議録作成のための録音(電磁データ)は、「行政文書に該当しない」あるいは「会議録確定後ただちに消去している」という理由で、「情報公開請求の対象にはならない」という回答が多かった。そこで今回も前回同様、会議の録音が情報公開制度上、「請求の対象となるかどうか」を質問した。

今回は、請求可能とした教育委員会が7教育委員会増えて、73 教育委員会になった。特に神奈川県内で増えたのは、神奈川県および県内教育委員会に、前回調査時にはあった「会議録作成のための録音を行政文書から除外する」という規定が、その後廃止されたことが背景にあると思われる。

正式な記録は紙媒体であっても、録音には、語気・語調や間など、紙媒体にはない情報が含まれている。会議録では省略された事務局説明部分が、録音公開で判明し、教育委員会への疑念が晴れた例もある。録音の除外規定を設けることは、制度上適切とはいえない。

今回調査では上記の規定の有無は質問していないが、行政文書から録音を除外する規定は、情報公開制度の趣旨に照らして不適切である。除外規定については、廃止を求めたい。

この質問で「情報公開請求できない」と回答した教育委員会は、まだ 2 割を超えている。その多くは、「録音は、行政文書ではない」「会議録作成後消去しているため」という理由を挙げているが、その判断は条例に照らして適正なのだろうか？ 請求不可と回答した教育委員会の自治体の情報公開担当課に問い合わせると、条例では録音の電磁データは行政文書に含まれるとの返答であった例もある。また、「会議録作成後消去しているため」との回答は、行政文書の保存期間の問題であり、消去するまでは請求対象になるはずである。

まだ公開請求者がいない場合も多く、「録音が行政文書の対象であるかどうか」の判断が十分に検討されていないのではないだろうか。

録音については、「行政文書」としての適用判断、録音の保存期間、除外規定の有無、など課題が残る結果となった。今後も調査を続けたい。

また請求できないとした教委の中には、録音を経ずに音声から直接文字起こしができるソフトを利用している例(浜松市)や業者委託(東京都)しているケースがあった。

条例・規則に照らして、会議録作成のための録音が行政文書の対象であるかどうか、さらにその録音の保存期間について、各教育委員会の解釈・対応はまちまちで課題が多い。

昨年、当オンブズマンでは、神奈川県内全教委に教育委員会会議の録音の公開請求を行った。現在審査請求中の教委もある。その結果も含めて、今後も録音の調査を続けたい。

質問 11 記録の保存期間について

※A～Cの各（ ）内に、保存期間を記入してください

★複数年の回答は、最短期間で集計

A、教育委員会会議の記録保存期間

保存期間	教育委員会会議 会議録	教育委員会会議 資料
永年	21/97(県 7/47 政 3/20 神 11/30)	17/97(県 6/47 政 3/20 神 8/30)
30 年	58/97(県 34/47 政 13/20 神 11/30)	49/97(県 26/47 政 13/20 神 10/30)
20 年	12/97(県 5/47 政 1/20 神 6/30)	12/97(県 5/47 政 1/20 神 6/30)/
1～5年	3/97(県 0/47 政 0/20 神 3/30)	13/97(県 6/47 政 1/20 神 6/30)
他	3/97(長期保存 1・常用 1・無記入 1)	6/97(長期保存 1・常用 1・内容で異なる 3・無記入 1)

【質問 11-A 教育委員会会議の記録】への見解

教育委員会会議の会議録の保存期間は、さすがに期間が長く、30年から永年が大多数であった。教育の行政委員会の最終決定機関としての記録であり、長期の基本計画策定や学習指導要領に準じた教育内容など、10 年単位の案件にも参考となるよう、せめて 10 年以上の保存期間を設けてほしい。会議資料については、会議録と同期間としている教育委員会も多い。会議資料は、審議の詳細を伝えるためにも、会議録と同等の保存が望ましいのではないだろうか。

特に会議録・資料の保存期間が 1～5年の教委は、電磁データ化するなど長期保存へ改善努力をしてほしい。

B、審議会等の記録保存期間会議録（ ）年

保存期間	審議会委員会会議 会議録	審議会会議 資料
25～永年	14/97	11/97
5～15 年	34/97	35/97
1～3 年	3/97	4/97
会議により異なる	13/97	13/97
無記入等	33/97	34/97

【質問 11-B 審議会の記録】への見解

審議会によって記録の保存期間が大幅に異なることは予想しておらず、質問設定が不十分だったため、半数近くの教育委員会が、無記入や審議会によって異なるという回答になってしまった。年数の回答があった中では、審議会会議録・資料とも 5～10 年が多い。審議会といえども 1～3年ではあまりに短期間である。教育委員会会議同様、改善の努力をしてほしい。

C、会議録作成用の録音（音声データ）の保存期間（ ）

保存期間	教育委員会会議 録音
3年～永年	13/97 (永年--2 30 年--2 10 年--1 5 年--3 3 年--2 文書保存期間に準ずる--2)
1 年	15/97
会議録作成後削除	33/97

会議により異なる	1/97
期間の定めが無い	14/97
無記入・録音無し等	21/97

【質問 11-C 録音】への見解

録音の扱いには課題が多く、保存期間も様々であった、質問 10 を参照してほしい。

<「教科書採択」について>

以下は各教育員会に共通する案件の実例として、2023 年度および 2024 年度の教科書採択についてお答え下さい。

質問 12 2023 年度および 2024 年度の教科書採択を決定した時の教育委員会会議は、傍聴者を入れる公開審議でしたか？

[2023 年度] 教科書採択審議

A、審議・採決とも公開で行った-----68/97(県 21 政 20 神 27)

B、審議は非公開で行い、採決は公開で行った---3/97(共同採択地区の神奈川県内 3 教委のみ)

C、審議・採決とも非公開で行った-----12/97(県 12 政 0 神 0)

(福島県・新潟県(2024 年は公開)・茨城県・富山県・石川県・
福井県・岐阜県・岡山県・山口県・徳島県・香川県・宮崎県)

※教育長専決事項のため審議無し-----14/97(県 14 政 0 神 0)

[2024 年度]

A、審議・採決とも公開で行った-----70/97(県 21 政 20 神 27)

B、審議は非公開で行い、採決は公開で行った---3/97(共同採択地区の神奈川県内 3 教委のみ)

C、審議・採決とも非公開で行った-----11/97(県 11 政 0 神 0)

(福島県・茨城県・富山県・石川県・福井県・岐阜県・岡山県・
山口県・徳島県・香川県・宮崎県)

※教育長専決事項のため審議無し-----13/97(県 13 政 0 神 0)

【質問 12】への見解

教科書採択の教育委員会会議で採択の審議・採決を行ったのは、2023 年度は 83 教育委員会で、そのうち 68 教育委員会が会議公開し、非公開会議で行ったのは 12 教育委員会であった。2024 年度は、84 教育委員会中、新潟県が公開に転じて、非公開会議だったのは 11 教育委員会であった。両年度とも非公開はすべて都道府県教育委員会である。

教科書採択は、不当な介入や過当な営業活動が起きる可能性もあるため、特に公正性・透明性が求められる手続きである。文部科学省も、毎年、公正確保を呼びかける通知を出して、会議公開等、積極的に情報公開するよう求めている。都道府県教育委員会は、県立学校の教科書採択を行うだけでなく、このような国の通知を伝えたり、選定資料を作成するなど、市町村教育委員会を指導する立場も担っている。にもかかわらず今回の調査で非公開会議を行ったのは、都道府県教育委員会だけであった。市町村教育委員会には教科書採択の公開推進の通知を伝えて、自らは会議公開に背をむけるのはどうしたわけだろう。11 教育委員会には、教科書採択時の会議公開を求めたい。(非公開の 11 教育委員会には要望書を提出)

質問 13

採択関連情報の情報公開・公表は？

※以下の場合「公表」とは、ホームページ掲載、あるいは配架等により、市民が情報公開請求しなくても自由に閲覧可能な状態とします ※「期間をにおいて」は9月1日以後
[2023 年度]

採択結果は？

・採択決定後、直ちに公表-----50/97

・採択決定後、期間をにおいて公表(9月1日～)-----44/97

・採択決定後でも、情報公開請求が必要----- 1/97

無記入----- 2/97

選定審議会、採択協議会等の答申（協議結果）は？

・採択決定前でも一部を公開または公表している-----19/97

・採択決定後、直ちに公表-----17/97

・採択決定後、期間をにおいて公表(9月1日～)-----42/97

・採択決定後でも、情報公開請求が必要----- 15/97

無記入・審議会を置いていない----- 4/97

その他採択関連資料（調査員報告書等）は？

・採択決定前でも一部を公開または公表している-----19/97

・採択決定後、直ちに公表-----17/97

・採択決定後、期間をにおいて公表(9月1日～)-----42/97

・採択決定後でも、情報公開請求が必要----- 15/97

無記入----- 4/97

[2024 年度]

2023 年度と同様

※2023 年、2024 年とも無記入は 3

【質問 13】 への見解

今回初めて、2023 年の小学校用、2024 年の中学校用教科書の採択が行われた時の記録の情報公開時期を質問した。教科書採択は、7 月～8 月にかけて決定されるが、会議公開で傍聴者には採択結果をオープンにしているにも係わらず、半数近くの教育委員会が採択結果の公表を 9 月 1 日以降にしている。9 月 1 日が、採択した教科書の国への需要数報告の締切日であることに合わせているからであろう。

しかし学校現場や市民が、次年度から 4 年間使う教科書がどれになるのか、早く知りたいのは当然であろう。近年、採択をめぐる贈収賄事件や不適正な営業活動が起きた。決定したはずなのに公表するまで期間を置くのは、疑念を生じるだけである。教育委員会会議で採択教科書決定後は、ただちに結果を公表するよう求めたい。

採択のための審議会答申や採択関連資料の公開も同様である。

その中で、採択審議会の答申や関連資料を採択決定以前に公開し、選定過程を「見える化」している教育委員会が、19 カ所もあったことは評価したい。

以上
ご協力ありがとうございました。

＜回答の抜粋資料＞

＜質問 7 無記名投票採決の実施理由 ※案件はすべて教科書採択＞

栃木県	令和 7 年度（2025）年度県立中学校で使用する教科用図書の採択について（実施理由の記載なし）
東京都	※令和 6・7 年度都立小・中学校教科書採択/外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく静謐な環境を確保するため
山口県	採択の公正性の確保のため
香川県	上記 2 件とも、委員個人が特定されない無記名投票形式とすることで、静謐な審議環境で採択を行うため
横浜市	会議の中では「責任ある、冷静な判断ができる環境の維持のため、無記名による投票をお願いしたい」といった意見がだされました。
静岡市	誰がどの教科書会社を選んだのか判らないようにすることで、教育委員の自由な投票を確保するため
名古屋市	会議において議論を尽くした結果、教育委員の意見が一つに収れんせず、各委員に諮られた結果、無記名投票が決定された
福岡市	複数の教科書発行者が出版している教科書の中から 1 者を選定するため、また、外部からの不当な働きかけに影響されることなく適切な採択環境を確保するため
熊本市	委員からの「無記名投票による方法での採択」の意見を受け、他の委員に対し異議の有無を諮った結果、異議がなかったため
横須賀市	（候補の決定を無記名投票で行い、候補決定後議案として挙手採決を行った）

＜質問 10 録音の情報公開請求が不可である理由＞★以下は後日、当方が聞き取りした内容

青森県	録音データが無い★会議録担当者によってメモ・録音使い分け
栃木県	※公文書として録音データを保有していないため
埼玉県	録音を保存していないため
千葉県	文書作成のために補助的に用いるために一時的に録音したものであり、行政文書から除外のため。
東京都	不存在★業者委託し、作成されたものをテキストデータで受け取っている。この電磁データは請求可。
愛知県	情報公開条例上、開示の対象となる行政文書にはあたらないため
滋賀県	会議録作成のための一時的な記録に過ぎないため
高知県	録音データは会議録作成担当の確認用に利用するもので公文書の取扱としていないため
佐賀県	※保存データが無い★
宮崎県	会議録作成用の録音は記録保存の対象ではないため
鹿児島県	会議録作成後、破棄しているため
名古屋市	録音データは教育委員会事務職員が会議録作成の補助手段として職員が個人の段階で取得したメモ代わりという性質のもので、組織的に使用・管理しているものではなく、行政文書ににあたらないため、情報公開の対象外となります
堺市	録音データは会議録作成後、破棄するため

